

## 伊勢原市道路整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）その他別に定めるもののほか、市が管理する道路及び管理することとなる道路（以下「市道等」という。）の構造及び道路付属施設の仕様について必要な事項を定めるものとする。

(一般基準)

第2条 市道等の整備に当たっては、この基準及び次に掲げる政令、指針、要綱等によるものとする。

- (1) 道路構造令（昭和45年政令第320号）
- (2) 建設省制定土木構造物標準設計（社団法人全日本建設技術協会発行）
- (3) 舗装設計便覧（社団法人日本道路協会発行）
- (4) 舗装施工便覧（社団法人日本道路協会発行）
- (5) 舗装設計施工指針（社団法人日本道路協会発行）
- (6) セメントコンクリート舗装要綱（社団法人日本道路協会発行）
- (7) 道路土工指針（社団法人日本道路協会発行）
- (8) 道路橋示方書（社団法人日本道路協会発行）
- (9) 防護柵の設置基準・同解説（社団法人日本道路協会発行）
- (10) 道路反射鏡設置基準（社団法人日本道路協会発行）
- (11) 道路標識設置基準・同解説（社団法人日本道路協会発行）
- (12) 道路標識ハンドブック（社団法人全国道路標識・標示業協会発行）
- (13) 路面標示ハンドブック（社団法人全国道路標識・標示業協会発行）
- (14) 道路照明施設設置基準・同解説（社団法人日本道路協会発行）
- (15) 視線誘導標設置基準（社団法人日本道路協会発行）
- (16) コンクリート標準示方書（土木学会発行）
- (17) みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック（神奈川県発行）
- (18) 道路の移動等円滑化整備ガイドライン（財団法人国土技術研究センター発行）
- (19) 伊勢原市道路占用工事仕様書（平成23年4月1日施行）
- (20) 伊勢原市が管理する舗装道路に関する現場裁定基準（平成23年4月1日施行）

(21) 土木工事共通仕様書（神奈川県発行）

(22) 土木工事施工管理基準（神奈川県発行）

2 前項に定める以外の基準・指針類については、道路管理者と協議すること。

3 標準の構造図は、別表に定めるものとする。

（道路線形）

第3条 道路線形は、地形や土地利用の状況を考慮し、交通の安全性、円滑性、連続性及び維持管理に配慮したものとする。

2 道路線形は、極端な曲線や不適切な曲線とせず安全で円滑な交通流を確保できるよう配慮し、交差点付近は屈曲を避け可能な限り緩やかなものとする。

3 新設道路（別図1）は、既設道路に接続して車両等が通り抜けられるよう配置し、行き止まり道路は避けるものとする。

4 道路の終点で接続可能な既設道路がない場合は、回遊性のある線形とし、転回広場による対応は極力避けるものとする。

5 交差点の交差角度（別図2）は、直角又はそれに近い角度とする。

6 やむを得ず行き止り道路となる場合は、転回広場（別図3）を設けるものとする。

（縦断勾配）

第4条 車道の縦断勾配は次に掲げるものとする。

(1) 車道の縦断勾配は9パーセント以下とする。

(2) 車道の縦断勾配が変化する箇所には、縦断曲線を設ける。

（横断勾配）

第5条 路面に降った雨水を側溝に導くために、道路には次に定める横断勾配（別図4）を設ける。

(1) 車道の横断勾配は2パーセントを標準とする。

(2) 歩道は標準として透水性舗装を行うものとし、横断勾配は1パーセントを標準とする。ただし、透水性舗装以外の場合は2パーセントを標準とする。

（合成勾配）

第6条 縦断勾配と横断勾配とを合成した勾配（以下「合成勾配」という。）は、8パーセント以下とする。

合成勾配 (S)

$$S = \sqrt{i^2 + j^2}$$

ここに S : 合成勾配(パーセント) ≤ 8. 0パーセント

i : 横断勾配(パーセント)

j : 縦断勾配(パーセント)

(道路幅員)

第7条 道路幅員は有効幅員(別図5) 5. 0メートル以上を標準とする。ただし、行き止まり道路で、道路延長が70メートル以下の場合、有効幅員4. 5メートル以上とすることができる。

(開発区域に接する道路の幅員と整備)

第8条 開発区域に接する道路について、次に定めるところにより幅員を確保し、側溝改良等の整備をするものとする。

- (1) 道路の中心線から水平距離で2. 5メートル以上後退し、整備すること。
- (2) 開発区域に接する道路の反対側が、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものである場合は、開発区域側に幅員5メートル以上で一方後退し、側溝改良等の整備をすること。
- (3) 市が定める道路計画の線形について、前号に定める後退線と異なる場合は、市長と別に協議し、必要な整備を行うものとする。

(隅切り)

第9条 道路が同一平面で交差する箇所や屈曲する箇所には、両角の隅角部を切り取り(以下「隅切り」という。)を設け、適当な見通しを確保しなければならない。(別図6)

- 2 隅切り長は、原則として道路構造令に規定された普通自動車の軌跡によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、道路構造令の第4級以下の小型車道路の隅切り長は、3メートル以上とすることができる。
- 4 両角に隅切りを設けることが出来ない場合は、片隅切りとし隅切り長は、4. 5メートル以上とすることができる。

(舗装構成等)

第10条 道路の路面は舗装するものとする。

2 車道はアスファルト舗装とし、歩道は透水性アスファルト舗装とする。ただし、現地状況を勘案しアスファルト舗装や透水性アスファルト舗装が構造的に適当でないと判断される場合はこの限りでない。

3 舗装構成は、計画交通量及び路床状況により十分な強度と耐久性を有する構造とする。ただし、新設道路の舗装構成は、別図7を標準とする。

4 縦断勾配が6パーセント以上の場合は、滑り止め舗装とする。

5 歩道を切下げて車の乗入れのための舗装構成は、切下げ舗装（別図8）とする。

（道路と隣接地との高低差処理）

第11条 道路と隣接地に高低差が存在する場合は、安定な法面または擁壁を設けること。擁壁の構造は、L形擁壁（別図9）を原則とする。

（道路盛土）

第12条 路床（車道部の路盤より下層の部分をいう。以下同じ。）の盛土（別図10）を施して道路を設ける場合は、圧密沈下が生じないようにする。

2 盛土材は、再生砕石（RC-40）を標準とする。

3 盛土施工は、層厚20センチメートル以下ごとに十分に転圧しなければならない。

4 特に軟弱である場合はCBR試験を実施して、その結果に基づき適正な施工方法を定める。

（歩道）

第13条 歩道（別図11）を設ける場合は、次の形式とする。

(1) 歩道の有効幅員は、2メートル以上とする。

(2) 歩道の構造は、セミフラット式で横断勾配1パーセントの透水性舗装を標準とする。

(3) 歩道の巻き込み部は、セーフティブロック等を使用し段差改善を図ること。

(4) その他の構造基準については、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）に準拠した構造とする。

（歩道の切下げ）

第14条 車両等の出入口のための歩道切下げは、次を標準とする。

(1) 歩道切下げ部の構造は、安全で十分な強度を有するものとする。

(2) 歩道切下げの幅は、消防法（昭和23年法律第186号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）及び神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）等で出入口幅が規定されている場合を除き、次のとおりとする。

ア 専ら道路構造令に規定された小型自動車等の出入口を目的とする場合は、4.2メートルまでとする。

イ 専ら道路構造令に規定された普通自動車の出入口を目的とする場合は、6メートルまでとする。

ウ 地形や敷地の形状から上記各号の基準では、車両の出入りが著しく困難でかつ出入口を分離することが出来ない場合は、歩行者の安全確保、前面道路の幅員、車両軌跡図等を勘案し、必要最低限の幅とする。

(3) 歩道切下げの場所は、消防法、危険物の規制に関する政令及び神奈川県建築基準条例等で規定されている場合を除き、原則として専用住宅では1宅地につき1箇所とする。ただし、出入口を分離する必要がある施設等の特別な事情がある場合は、2箇所まで車両出入口の設置を認めるものとする。

(4) マウントアップ式歩道の切下げ箇所が連続し、短区間で路面のアップダウンがある場合、切下げによりマウントアップ区間が10メートル以下となる場合は、影響する区間の歩道舗装面をセミフラット式歩道とし、両Rブロック等で歩車道を分離することを基本とする。

(5) 交差点付近に出入口を設ける場合、交差点から出入口までの距離は、次のとおりとする。

ア 停止線がある場合の出入口の位置は、停止線より5メートル以上離れた位置とする。

イ 停止線がない場合の出入口の位置は、交差点端部より5メートル以上離れた位置とする。

ウ 横断歩道帯には、出入口は設置しない。

(排水施設)

第15条 道路には道路排水施設を設けるものとし、次に適合するものとする。

(1) 新設する道路排水施設は両側側溝とし、排水機能付き床版側溝の二次製品を使用す

る。(別図12、13)

(2) 排水施設にはグレーチング部を設けるものとする。

(3) 側溝内を点検するためのグレーチング部は、屈曲部及び9メートルを超えない間隔で配置しなければならない。また、集水のためのスリットを必要な位置に設けるものとする。

(4) 既設排水施設が落ち蓋形式の側溝である場合は、排水機能付き現場打ち床版及びグレーチング構造に改良するものとする。(別図14、15)

(5) 交差点及び分合流点等には集水柵を設け、排水の不都合が生じないように配慮するものとする。

(6) 交差点内の排水施設は、暗渠構造(別図16)とする。

(7) 排水施設のグレーチングは、車道で耐荷重T-25、歩道で耐荷重T-14を標準とする。

(8) グレーチング等の仕様は、次によるものとする。

ア 原則として4点ボルト固定の4面受枠とする。集水柵も同様の構造とする。

イ 歩行者が通行する部分に設置するグレーチング蓋は、細目グレーチングですべり止め加工を施したタイプとする。

(9) 排水施設の内空断面は呼び径300ミリメートル以上とする。

(10) 排水施設の最小勾配は0.5パーセント以上とし、最大勾配は6.0パーセント以下とする。

(11) 最大勾配又は流速3.0メートル/秒を満足できない区間が存在する場合は、排水の減勢構造(別図17)を設けなければならない。

(12) 専ら道路排水施設の流末として設置する排水路(別図18)は、排水路を含めた管理幅員を2.0メートル以上とする。

(13) 第1号から前号までの規定にかかわらず、道路管理者が必要としないと判断した場合は、この限りでない。

(宅内排水の排水施設への接続)

第16条 宅内排水の道路排水施設(道路側溝)への接続は、雨水流失の抑制施設を設置している場合を除き認めない。ただし、合併浄化槽の放流水はこの限りではない。

(交通安全施設)

第17条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、道路反射鏡、防護柵、視線誘導標等の交通安全施設を次のとおり設けるものとする。

- (1) 道路の屈曲部及び見通しの悪い交差点等には、他の車両等を確認するため、道路反射鏡（別図19）を設けるものとする。
- (2) 道路隣接地が低く道路と1.0m以上の高低差がある場合は、転落防止機能付き車両用防護柵（ガードレール）を設けるものとする。転落防止機能付き車両用防護柵（別図20）の高さは、路面から柵面の上端までが1.1メートルを標準とする。
- (3) 歩行者の横断を防止する必要がある区間等には、横断防止柵（別図21）を設けるものとする。横断防止柵の高さは、路面から柵面の上端までが0.8メートルを標準とする。
- (4) 歩行者又は自転車利用者が、路外又は車道に転落するおそれのある区間には、転落防止柵（別図21）を設けるものとする。転落防止柵の高さは、路面から柵面の上端までが1.1メートルを標準とする。
- (5) 道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を行う必要のある区間には、視線誘導標（別図22）を設けるものとする。
- (6) 舗装された路面には、必要な場所に路面標示（マーキング）を設けるものとし、路面標示の種類及び設置場所等は標識令に定めるところによるものとする。
- (7) 歩道等、乗合自動車停留所および自動車駐車場の通路等で、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に準拠した視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

(道路境界標の明示等)

第18条 道路には、官地と民地との境界を明確にするため、市の指定する道路境界標を埋設するものとする。この場合において、設置した道路境界標の位置を記録するため、境界確定図及び境界承諾書を作成するものとする。

(占用物件)

第19条 道路内に電柱等の交通障害となる施設がないこと。

(その他)

第20条 第3条から第17条の規定にかかわらず、道路管理者が道路等を管理するにあたり構造や仕様が優れていると認めるもの及び地形や既存施設等との関係からやむを得ないと認めるものはこれを採用することができるものとする。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

別表

図番号	内 容
図 1	新設道路の線形（第 3 条第 3 項関係）
図 2	交差角（第 3 条第 5 項関係）
図 3	転回広場平面図（第 3 条第 6 項関係）
図 4	横断勾配（第 5 条関係）
図 5	有効幅員（第 7 条関係）
図 6	交差点隅切り形状（第 9 条第 1 項関係）
図 7	舗装構成（第 10 条第 3 項関係）
図 8	切下げ舗装（第 10 条第 5 項関係）
図 9	L 形擁壁（第 11 条関係）
図 10	盛土（第 12 条第 1 項関係）
図 11	歩道（第 13 条関係）
図 12	排水施設（第 15 条第 1 項第 1 号関係）
図 13	新設側溝工標準構造図（第 15 条第 1 項第 1 号関係）
図 14	現場打ち甲蓋工標準構造図 I（第 15 条第 1 項第 4 号関係）
図 15	現場打ち甲蓋工標準構造図 II（第 15 条第 1 項第 4 号関係）
図 16	横断暗渠標準構造図（第 15 条第 1 項第 6 号関係）
図 17	急勾配排水減勢処理構造（第 15 条第 1 項第 11 号関係）
図 18	専ら道路排水施設の流末として設置する排水路の標準横断図（第 15 条第 1 項第 12 号関係）
図 19	道路反射鏡標準構造図（第 17 条第 1 項第 1 号関係）
図 20	転落防止機能付き車両用防護柵（第 17 条第 1 項第 2 号関係）
図 21	横断防止柵・転落防止柵の標準横断図（第 17 条第 1 項第 3 号・第 4 号関係）
図 22	視線誘導標標準構造図（第 17 条第 1 項第 5 号関係）
参 考	現場打ち甲蓋設計計算
参 考	側溝流量計算